

選挙公報の配布

市の条例に基づき選挙公報を発行します。選挙公報は、郵送により全戸配布します。

即日開票します

一般参観できますが、場内では係員の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、参観人数を制限する場合があります。

日時 10月17日(日) 午後9時20分～

場所 岩根小学校体育館

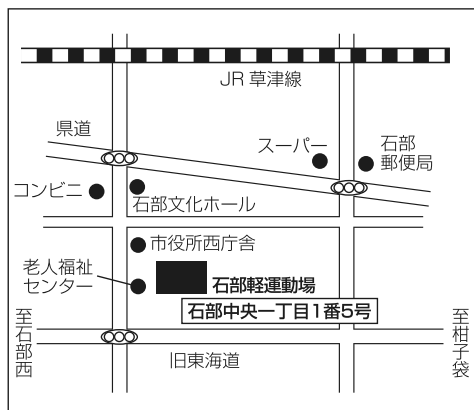
投票所が変更になりました

次の投票区は、投票所を変更していますので、ご注意ください。

●第10投票区(石部中央区、岡出区)
〔変更前〕石部保健センター



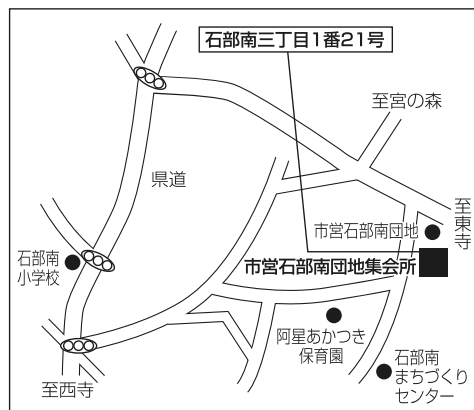
〔変更後〕石部軽運動場



●第13投票区(石部南区)
〔変更前〕阿星保育園



〔変更後〕市営石部南団地集会所

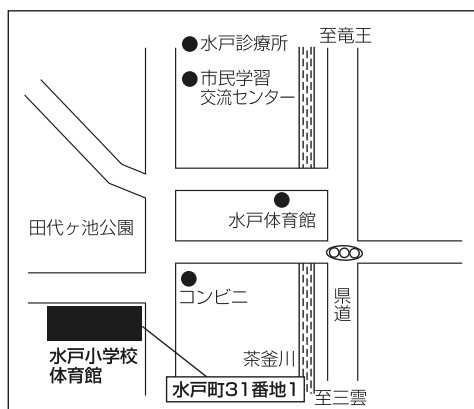


●第28投票区(団地北区、団地中区、団地南区)
〔変更前〕市民学習交流センター
(サンヒルズ甲西)



〔変更後〕水戸小学校体育館

※新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用中のため、一時的に変更します。



※第11投票区(石部西区)の投票所は、建替え工事が完了したため、「いしべ交流センター(旧松籟会館)」に戻します。

湖南省議会議員一般選挙



問 湖南省選挙管理委員会(総務課内)〔東庁舎〕 ☎71・2357 ☎72・3390

私たちの意思を市政に反映させる身近な選挙です。棄権のないよう、あなたの大切な一票を投票しましょう。

告示日 10月10日(日)

投票日 10月17日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

※衆議院議員総選挙の期日により日程、投開票所などが変更になる可能性があります。変更の場合は市ホームページでお知らせします。

投票できる人

平成15年10月18日以前に生まれた人で、令和3年7月9日以前から引き続き湖南省の住民基本台帳に記録され、投票日当日まで引き続き湖南省に住んでいる人

※10月16日までに湖南省から転出した人は、投票できません。

投票所には投票所入場券をお忘れなく

必ず投票所入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票してください。

※投票日当日に入場券を持参しなくても、本人がその旨を投票所の受付に申し出ることにより投票することができます。

期日前投票所を設置します

投票日当日に投票所に行けない人は利用してください。

期間

10月11日(月)～10月16日(土)

午前8時30分～午後8時

場所

東庁舎3階第2会議室、
西庁舎1階ロビー

持ち物

 投票所入場券

※選挙権を有する人でも、投票しようとする日に18歳未満の人は、期日前投票はできません。その場合は、不在者投票制度を利用して投票することができますので問へお越しください。

不在者投票制度

次のいずれかに該当する人は、不在者投票を利用して投票することができます。いずれも手続きなどに日数がかかりますので、早めに問い合わせてください。

- ・旅行や出張などで、投票日当日の投票や期日前投票ができない人
→滞在先の選挙管理委員会での不在者投票
- ・不在者投票施設として指定された病院または老人ホームなどに入院・入所中の人
→当該施設内での不在者投票
- ・身体障害者手帳などをお持ちで、法令の定める要件に当てはまる人
→郵便による自宅などでの不在者投票

投票所での新型コロナウイルス感染症対策について

期日前投票をおすすめします

当日の投票所における混雑緩和のため、期日前投票を積極的にご利用ください。

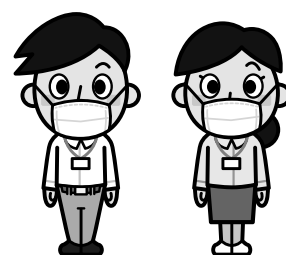
- ・最終日に近づくほど、混雑します。特に、最終日（投票日前日の土曜日）は大変混雑しますので、早めに済ませてください。
- ・平日の開始直後および終了前が比較的空いています。
- ・投票所入場券の宣誓書部分にあらかじめ日付、氏名、生年月日、事由を記載していただくと、期日前投票所でスムーズに受付ができます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため期日前投票をする場合は、事由「F」を選んでください。



投票所における取組み

- ・投票管理者、投票立会人および投票事務従事者はマスクを着用します。
- ・アルコール消毒液を設置します。
- ・定期的に換気を行います。
- ・定期的に記載台を消毒します。



選挙人の皆様へのお願い

- ・来場前後の手洗い、うがい
- ・咳エチケット、マスク着用
- ・周りの人との距離を保つ
- ・アルコール消毒液による手指の消毒



特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」ができます。選挙期日の4日前（必着）までに、郵送などにより投票用紙などを請求する必要があります。手続きなどに日数がかかりますので、早めに問い合わせてください。

下記要件のいずれかに該当する人が対象となります。

1. 外出自粛要請を受けた人
2. 隔離・停留の措置により宿泊施設内に収容されている人

※なお、投票用紙などの請求時において、外出自粛要請、隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙期日の告示日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる人が対象となります。

※濃厚接触者は、通常どおり投票所で投票することができます。ただし、濃厚接触者である旨を投票事務従事者に申し出るとともに、投票所における手指消毒、マスクやビニール手袋の着用などの感染予防対策にご協力をお願いします。

手続および方法については、市ホームページや総務省ホームページでご確認ください。